

平成 29 年度保健事業について

1 主な取組について

(1) 健康診査事業

生活習慣病等の発見の遅れや重症化を防ぐとともに、後期高齢者が自らの健康状態を確認することにより、適切な療養の維持、生活の質の確保等を行うことを基本的な目的とし実施する。

道内 179 の全市町村への委託により実施する。

* 平成 28 年度：道内 179 の全市町村への委託により実施。

健診受診率 13.74%、平成 27 年度から 0.33 ポイント増加。

(2) 歯科健康診査事業

口腔機能の低下や肺炎等の疾病の予防、歯周疾患の早期発見による適切な歯科受診へとつなげ、生活の質の低下を防ぐことを目的とし実施する。

市町村への委託により実施する（31 市町村）。

* 平成 28 年度：19 市町村への委託により実施。

(3) 健康診査低受診率の市町村への支援（いきいき健康増進事業）

平成 27 年度の健診受診率 5%未満の市町村に対し、被保険者の健診受診機会の確保及び受診率の向上のため、広域連合の職員が訪問して、受診率向上へ向けて助言等を行う（5 市町村を予定）。

* 平成 28 年度：10 市町村に訪問。

(4) 重複・頻回受診者訪問指導事業

同一の疾病で医療機関に重複受診や頻回受診をしている被保険者に対して、保健師等が自宅を訪問し、本人やその家族に対し必要な保健指導を行い、被保険者の健康の保持・増進と疾病の回復、健康管理への意識の高揚を図り、生活の質の向上と適正受診を促進する。

受託意向調査により受託可能と回答した市町村への委託により実施する（30 市町村）。

* 平成 28 年度：26 市町村と委託契約。訪問指導実施は 20 市町村、対象者は 74 人。

2 モデル実施事業について

(1) 重症化予防等推進事業

厚生労働省の後期高齢者医療制度事業費補助金を活用し、平成 29 年度モデル事業として実施する。

① 目的

後期高齢者の特性に応じ、在宅高齢者に対する専門職による相談や指導等を実施し、被保険者の生活習慣病等の重症化予防や心身機能の維持を図る。

② 実施方法

受託意向調査により受託可能と回答した市町村への委託により実施する。

③ 事業概要

後期高齢者医療被保険者のうち、受託市町村において抽出・選定された者に対し、かかりつけ医と連携し取組を実施する。

ア 糖尿病性腎症の重症化予防事業（深川市、妹背牛町、江差町、上ノ国町、乙部町）

糖尿病性腎症患者の腎機能低下を遅延させ、人工透析導入を予防又は導入時期を遅らせることにより、生活の質の維持・向上を図ることを目的とし、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して、かかりつけ医と連携し保健師等による訪問相談・指導等を行う。

イ 重複・多剤投薬者への訪問指導事業（北見市）

重複・多剤投薬を受けている被保険者について、薬剤師・保健師が自宅を訪問し、服薬等について必要な指導を行う。

(2) 保健事業連携強化対策（いきいき健康増進事業）

① 実施の背景、目的

広域連合では、年 2 回の市町村連絡調整会議などを活用し事業説明等を行っているが、事務担当者への説明等が主であり、保健師等の専門職に対しては機会が少ない状況である。

日常的に住民と接し健康課題等を把握し活動している保健師等に対し、広域連合の施策や事業実施における考え方を説明するとともに、情報交換や意見交換を行うことで、市町村等との情報共有を促進し、広域連合と市町村とが一体となって行う保健事業を、より効率的・効果的に展開する。

② 実施方法（1 振興局を予定）

第 2 期北海道後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画の計画期間となる、平成 30 年度以降における市町村等との連携強化に係る取組を検討するため、平成 29 年度モデル事業として実施する。

広域連合職員が、北海道（振興局）が主催する保健師等の専門職が集まる研修・会議の場に出向き、事業説明や情報・意見交換等を行う。

3 第2期北海道後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画の策定について

平成27年2月に策定した計画の期間が平成29年度で終了するため、平成30年度から平成35年度までの6年間の計画期間として、次期計画の策定を行う。

(1) 現行計画の概要

ア 計画策定の趣旨

P D C Aサイクルに沿った、効果的で効率的な保健事業を積極的に進めていくため、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき策定

イ 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3年間

ウ 計画の理念

- ・ 後期高齢者が住みなれた地域でできる限り長く自立した日常生活を送る
- ・ 健康寿命の延伸

エ 北海道における後期高齢者の健康課題

- ・ 生活習慣病の発症・重症化予防
- ・ 口腔機能の低下防止

オ 保健事業の推進

保健事業の推進に当たっては、広域連合のみならず、構成市町村及び北海道や関係機関との連携を図り実施する。

(2) 次期計画の策定スケジュール（予定）

平成29年 4月～ 8月 **疾病状況等に関するデータの収集、分析等**（北海道における後期高齢者の状況、健康課題等を把握、分析）

8月～10月 **計画素案の作成**

10月下旬～11月上旬 運営協議会、市町村連絡調整会議等への素案の報告

11月 **計画素案の確定**

パブリックコメント実施

市町村からの意見募集

平成30年 1月 **計画最終案の作成**

運営協議会、市町村連絡調整会議等への報告

2月 **計画策定**

議会への報告

3月 **計画公表**

* 北海道や医師会等、関係機関との間で、必要に応じ連絡調整を行う。